

平成20年8月18日

平成20年度木育活動促進助成事業の公募について

財団法人日本木材総合情報センター

(財)日本木材総合情報センターでは、木材の良さやその利用の意義について理解・行動する人を育む取り組みである「木育」活動を推進していくために、活動拠点の整備、活動拠点を通じた木育体験活動を支援する事業を公募し、必要な経費の1/2以内の助成を行います。

本事業を希望される方は下記に従って、ご応募下さるようご案内申し上げます。

記

- 1 木育活動促進助成事業公募実施要領
- 2 平成20年度木育活動促進助成事業スケジュール
- 3 木育活動促進助成金交付規程

様式第1号 木育活動事業助成金申請書

様式第2号 木育活動拠点整備事業助成金申請書

様式第5号 変更申請書

- 4 木育活動促進助成事業 申請チェックシート
- 5 助成金申請書記入例
- 6 木育活動促進助成事業に関するQ&A

1 木育活動促進助成事業公募実施要領

(財)日本木材総合情報センター

1. 事業目的

今日のわが国においては、生活の洋式化や代替品の進出に伴い、身近な生活用品から木材、とりわけ国産材の利用が減少している状況にあり、同時に若年層を中心に木工離れが進む傾向にもある。このような木材に触れる機会の減少に伴い、消費者においては木材を使う意義についての認識が低い傾向にあり、小・中学生をはじめとして木材との触れ合いが求められている状況にある。

このため、小・中学生等に対して木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、材料としての木材の良さやその利用の意義について理解・行動する人を「育む」取り組みである木育活動として推進してゆくことが大きな課題となっている。

当センターでは、「木育活動促進助成金交付規定」に基づいて、①木育活動事業、②木育活動拠点整備事業を実施する事業者を公募により選定をし、選定された事業者に対して、その活動に対しての必要な経費の内、1/2以内の助成を行い、木育活動事業の促進を支援することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 助成対象の木育活動促進事業内容

①木育活動事業

木材とりわけ国産材利用の意義やわが国の木の文化等の理解をテーマにした体験、学習、展示、教育活動等。

②木育活動拠点整備事業

木育活動事業を継続的に実施する拠点施設（既存）への木工用工具、木製遊具、視聴覚教材用のOA機器等の整備。

※地代、賃借料、光熱費、通信料は含まない。

(2) 助成対象者

NPO法人、消費者団体、木材関係団体、教育関連団体、企業、市民団体等の民間団体及び学校、児童福祉施設。

(3) 助成対象者の条件

①助成対象者は、定款、寄付行為に類する規約等を有し、団体の意思を決定し、執行し、経理する組織が確立していること。

②年間事業計画の中に木育活動が明確に位置づけられること。

③すでに国や地方自治体の補助金、助成金等の交付を受けている活動は対象とならない。ただし、学校及び児童福祉施設等において、活動を特定しない一般的な教育活動及び施設運営等に係る補助金等を除く。

④営利目的の活動は対象とならない。

(4) 助成対象経費

申請事業者ごとに支援対象事業費の上限を100万円とする。

① 木育活動事業

木育を進める活動のために必要な謝金、旅費、使用料、賃借料、需用費、役務費、保険料等とし、個人ごとの謝金、実際に使用した交通機関、明細を明らかにした消耗品等、支払いが確実に行われたことを証明する領収書（実施報告書に添付すること）をもって確認できる経費。

② 木育活動拠点整備事業

木育を進める活動のための拠点として、整備に必要な使用料、需用費、役務費等とし、明細を明らかにした機具等、支払いが確実に行われたことを証明する領収書（実施報告書に添付すること）をもって確認できる経費。

(5) 助成期間

平成20年9月20日（土）～平成20年12月31日（水）までとする。

3. 募集方法

当センターのホームページ等に「木育活動促進助成金交付規程」及び「木育活動促進事業公募実施要領」を掲載して募集する。

助成を希望する者は郵送等により「木育活動助成金申請書」および「木育拠点整備助成金申請書」を(財)日本木材総合情報センターまで提出する(平成20年9月5日午後3時必着)。

4. 募集期間

平成20年8月18日(木)～9月5日(金)

5. 審査方法

助成金交付先の事業者は、学識経験者等から構成される「審査委員会」を開催して決定し、当センターのホームページ等に公表する。

6. 成果の公表

本助成事業を受けて実施した木育活動事業および木育活動拠点整備事業の成果内容はインターネット等で公表する。

7. 問い合わせ先

(財)日本木材総合情報センター

担当：川辺 渡辺

〒112-0004

東京都文京区後楽1丁目7番12号 林友ビル2階

tel 03-3816-5595 fax 03-3816-5062

mail mokuiku@jawic.or.jp

助成対象経費区分表（例）

① 木育活動事業

助成対象経費	内 容	備 考
謝 金	外部の講師・指導員に対する謝金	○助成団体の常勤役職員が講師、指導員になっても謝金の対象になりません。 ○謝金単価は、常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。
旅 費	・助成団体が行う情報収集、各種調査、指導、打合せ、普及活動等に必要な旅費 ・外部講師・指導員に対する旅費	○旅費は国内に限り、利用した交通機関の領収書により確認できるもの。自家用車利用は対象外です。
使用料	バスの借上料(高速道路代、駐車代を含む)、木製遊具、木工工具、パソコン、プロジェクター、視聴覚教材用のOA機器等のレンタル料	○経費節減の観点から木工工具は参加予定人数に見合った数の工具を借りるように努めて下さい。
賃借料	セミナー、シンポジウム、木工教室等の会場借上料	○助成団体の事務所の賃貸料等は対象となりません。
需用費 (1)消耗品費	教材用書籍、教材用展示品、木工用原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等	○助成団体の構成員からの購入は対象になりません。
(2)印刷製本費	パンフレット、チラシ等の印刷	
役務費 (1)原稿料 (2)通信運搬費 (3)普及宣伝費	報告書、パンフレット等の執筆者に対する実働に応じた対価 郵便料、諸物品の運賃 マスメディア(新聞、雑誌等)への広告料	○電話料金・ファックスの通信料は対象になりません。
保険料	体験活動等の実施に必要なイベント保険・イベント共済等の掛け金	○掛け金は、活動内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定して下さい。

※事業項目の各費目のトータル30%を超える増減については、事前に変更申請を行うこと

②木育活動拠点整備事業

助成対象経費	内 容	備 考
使用料	工具借料、車両レンタル料	
需用費	木工機具 ○電気かんな、電気丸のこ、電気ドリル、ベルトサンダ、木工旋盤等の電動工具セット等 ○のこぎり、のみ、かんな、きり、金槌、やすり等の大工道具セット等 ○手押しかんな盤、角のみ盤、木工ろくろ盤など固定工具等 ○作業机	○申請に当たっては、事前に必ず見積書を徴収して下さい。 ○維持管理費は対象になりません。 ○品目ごとに個別の領収書で確認できる機具等が対象。 ○整備した機具・備品等すべての支援対象物品（消耗品は除く）は5年間保管すること
	備品 ○テーブル、イス、道具類収納棚等	
	木製遊具・木製玩具 ○木製滑り台、木製ブランコ、木馬、積み木等	
	視聴覚教材用OA機器 ○パソコン、テレビ、VTR、DVデッキ、プロジェクター、ハードディスク等および付属機器	
	○書籍、雑誌、映像ソフト等の消耗品費、各種事務用品	定期購読の場合は、助成対象期間内の分を対象とします。
役務費		
(1) 通信運搬費	諸物品の運賃	○郵便料及び電話料金・ファックスの通信料は対象なりません
(2) 普及宣伝費	マスメディア(新聞、雑誌等)への広告料	

※事業項目の各費目のトータル30%を超える増減については、事前に変更申請を行うこと

2 平成20年度木育活動促進助成事業スケジュール

公募期間 平成20年8月18日(月)～9月5日(金)

木育活動事業助成金申請書(様式第1号)の提出<郵送又は持参>

木育活動拠点整備事業助成金申請書(様式第2号)の提出<郵送又は持参>

- 添付書類(前年度活動報告書及び収支決算書ほか)

↓
申請書内容の問い合わせ等

↓
審査委員会の開催

↓
9月中旬予定

↓
木育活動事業助成金申請承認通知書(様式第3号)の送付

木育活動拠点整備事業助成金申請承認通知書(様式第4号)の送付

↓
木育活動事業、木育活動拠点整備事業の実施

実施期間 平成20年9月20日(土)～平成20年12月31日(水)まで

- 実施報告書添付の木育活動事業または木育活動拠点整備事業の写真撮影(5点以上)
- 所要経費の支払い領収書の管理

↓
木育活動事業、木育活動拠点整備事業の終了後

- 木育活動事業または木育活動拠点整備事業の実施報告書の作成

↓
木育活動事業実施報告書(様式第7号)の提出

木育活動拠点整備事業実施報告書(様式第8号)の提出

- 添付書類(所要経費の実績額及び領収書、木育活動事業または木育活動拠点整備事業の風景の写真)

すべての木育活動または木育活動拠点整備終了後、1ヵ月以内に提出。

最終締め切り期限は、平成21年1月30日(金)まで

↓
木育活動事業または木育活動拠点整備事業の実施報告書にもとづき適正に実施されていることを確認調査

↓
木育活動事業確認調査結果通知書(様式第9号)の送付

木育活動拠点整備事業確認調査結果通知書(様式第10号)の送付

↓
木育活動事業助成金請求書(様式第11号)の提出

木育活動拠点整備事業助成金請求書(様式第12号)の提出

提出期限は確認調査結果通知書に記載しています

助成金の指定金融機関への振込み

助成交付請求書の提出後、1ヵ月以内

3 財団法人日本木材総合情報センター 木育活動促進助成金交付規程

(財)日本木材総合情報センター

(趣旨)

財団法人日本木材総合情報センター（以下「センター」という。）は、「持続可能な開発対策事業の運用について」（平成17年3月29日付け16林野木第179号林野庁長官通知）の第3の1の（2）の②の規定により、木育活動事業及び木育活動拠点整備事業を実施する事業者に対し、必要な経費（以下「助成金」という。）の1/2以内を交付するものとする。

(目的)

第1条 本事業は、市民・児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、材料としての木材の良さやその利用の意義について理解・行動する人を「育む」取り組みである「木育」活動として推進していくことを目的とし、木育活動事業及び木育活動事業拠点整備事業を実施する事業者を選定し、選定された事業者に対して、その活動に必要な経費の内、1/2 以内の助成を行い、木育活動事業の促進を支援することを目的とする。

(助成金交付の対象となる木育活動促進事業内容)

第2条 木育活動事業及び木育活動拠点整備事業を計画している事業者が原則として当該年度の2月末までに実施する次の各号の活動を対象とする。

(1) 木育活動事業

木材とりわけ国産材利用の意義やわが国の木の文化等の理解をテーマにした体験、学習、展示、教育活動。

(2) 木育活動拠点整備事業

木育活動事業を継続的に実施する拠点施設（既存）への木工用工具、木製遊具、視聴覚教材用のOA機器等の整備。

(助成金交付の対象者)

第3条 助成金交付の対象者は、NPO法人、消費者団体、木材関係団体、教育関連団体、企業、市民団体等の民間団体および学校、児童福祉施設とする。

(助成金交付の対象経費)

第4条 助成金交付の対象となる経費

(1) 木育活動事業

木育を進めるための活動を実施する際に必要な謝金、旅費、使用料、賃借料、需用費、役務費、保険料等とする。

(2) 木育活動拠点整備事業

木育を進める活動のための拠点としての整備に必要な使用料、需用費、役務費等とする。

- 2 補助対象経費の範囲及び算定方法については別表のとおりとする。
- 3 助成金の額は1/2以内とする。
- 4 前項の規定による助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 既に国や地方自治体の補助金等の交付を受けている木育活動事業及び木育拠点整備に係る経費は、交付の対象としないものとする。ただし、学校及び児童福祉施設等において、活動を特定しない一般的な教育活動及び施設運営等に係る補助金を除く。

(助成金の交付申請)

第5条 第3条の木育活動事業、木育活動拠点整備事業の助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、「木育活動事業助成金申請書」(様式第1号。以下「申請書」という。)、
「木育活動拠点整備事業助成金申請書」(様式第2号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、センターに提出するものとする。

- (1) 前年度活動報告書及び収支決算書。ただし、公立学校及び公立の児童福祉施設に関しては省略することができる。
 - (2) 法人にあっては登記簿の写し、消費者団体、木材関連団体等の任意団体にあっては定款・寄附行為又は規約の写し。ただし、公立学校及び公立の児童福祉施設に関しては省略することができる。
 - (3) 事業者の意思決定機関の構成員名簿。ただし、公立学校に関しては省略することができる。
 - (4) 事業者の概要がわかるパンフレット等の資料。
 - (5) 木育活動拠点整備事業において、公民館等の公共施設に設置を予定している場合には、設置者の承認を確認できる書類。
- 2 センターは、前項に規定する申請書が提出された場合には、学識経験者等で構成される審査委員会を開催し、審査委員会において、適当であると認められた場合には、「木育活動事業助成金申請承認通知書」(様式第3号)、「木育活動拠点整備事業助成金申請承認通知書」(様式第4号)により承認の通知をするものとする。

(助成金申請の変更)

第6条 申請者は、前条第1項に規定する申請書の内容に変更が生じた場合、あるいは取りやめになった場合には、その理由と共に、「変更申請書」(様式第5号)により速やかにセンターに報告するものとする。

- 2 センターは、申請者から変更申請書を受け取ったときは、適切な変更又は取りやめであることを確認の上、「変更申請確認通知書」(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(実施報告書の提出)

第7条 第5条第2項の規定により承認を受けた者は、当該申請に基づく助成金の対象となる木育活動事業、木育活動拠点整備事業が完了した後は、速やかに「実施報告書」(様式第7号、様式第8号)をセンターに提出するものとする。

2 センターは、前項の実施報告書を受け取ったときは、第5条第1項に規定する申請書に則したものであることを確認の上、速やかに、「木育活動事業確認調査結果通知書」(様式第9号)、「木育活動拠点整備事業確認調査結果通知書」(様式第10号)を当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条第2項の通知を受けた申請者は、「木育活動事業助成金請求書」(様式第11号)、「木育活動拠点整備事業助成金請求書」(様式第12号)をセンターに提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 センターは、前条の規定による請求があった場合において、当該申請が第5条第1項に規定する申請書に則したものであるときは、当該請求に係る1/2以内の助成金を当該申請者に交付するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項については、その都度、センターが林野庁長官の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。

(林野庁長官承認通知)
平成19年10月23日 19林政利第57号

別表

補助対象経費	範囲及び算定方法
1 謝金	<p>事業を実施するために必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。</p> <p>なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。</p>
2 旅費	<p>事業を実施するために必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動等の実施に伴う国内旅行に必要な経費とする。</p>
3 使用料	<p>事業を実施するために必要となる器具機械、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する物品等の使用料その他の経費は含まれない。）</p>
4 賃借料	<p>事業を実施するために必要となる会場等の借上げに必要な経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料等の経費は含まれない。）</p>
5 需用費	<p>事業を実施するために必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の光熱水費その他の経費は含まれない。）</p> <p>(1) 消耗品費</p> <p>事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p> <p>(2) 印刷製本費</p> <p>事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。</p>

補助対象経費	範囲及び算定方法
6 役務費	<p>事業を実施するために必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、原稿料、通信運搬費、普及宣伝費等とする。</p>
(1) 原稿料	<p>事業を実施するために必要となる情報をとりまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。</p>
(2) 通信運搬費	<p>事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払等に必要な経費とする。ただし、木育活動拠点整備事業においては、諸物品の運賃の支払等に必要な経費とし、通信に要する経費は計上することはできない。</p>
(3) 普及宣伝費	<p>事業を実施するために必要となる、マスメディアへの広告料の支払等に必要な経費とする。</p>
7 保険料	<p>事業の体験活動等を実施するために必要となる、イベント保険・イベント共済等の掛け金とする。掛け金の設定については、活動の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。</p>

木育活動事業助成金申請書

平成 年 月 日

財団法人日本木材総合情報センター
理事長 殿

申請者 住 所 (又は所在地)
名 称
氏 名 (又は代表者名) 印

財団法人日本木材総合情報センター木育活動促進助成金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金〇〇円の交付の申請をします。

記

1. 木育活動事業の概要と実施方法
(事前・事後のPR活動の方法についても記載するものとする。)
2. 木育活動事業の実施体制
(責任者、当該事業担当者、事務局など、活動を遂行するための実施体制を記載するものとする。)
3. 木育活動事業の実施期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日
4. 木育活動事業の実施場所
5. 木育活動事業の規模 (実施回数、1回ごとの参加人数)
6. 木育活動事業に要する経費の内訳 (助成金の算定根拠)
7. 木育活動事業で想定される効果
8. 木育活動事業に係る経費についての国や都道府県等からの補助金等の交付の有無
有・無
9. 添付書類
(1) 申請事業を含む団体の当年度の収支計画表、(2) 申請事業を含む当年度以降 (次年度含む) の活動計画表、(3) 前年度活動報告書及び収支決算書、(4) 法人にあつては登記簿の写し、消費者団体、木材関連団体等の団体にあつては定款・寄附行為又は規約の写し、(6) 事業者の意思決定機関の構成員名簿、(7) 事業者の概要がわかるパンフレット等の資料、(8) チェックシート、(9) 受付返信用はがき

木育活動拠点整備事業助成金申請書

平成 年 月 日

財団法人日本木材総合情報センター
理事長 殿

申請者 住所（又は所在地）
名称
氏名（又は代表者名） 印

財団法人日本木材総合情報センター木育活動促進助成金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金〇〇円の交付の申請をします。

記

1. 木育活動拠点整備事業の目的
(木育活動拠点整備事業の背景、必要性等を具体的に記載するものとする。)
2. 木育活動拠点整備事業の実施体制
(責任者、事務局など木育活動拠点整備事業を遂行するための実施体制を記載するものとする。)
3. 木育活動拠点整備事業の実施期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日
4. 木育活動拠点整備事業の実施場所
5. 木育拠点に整備する工具、機器等の用具
6. 木育活動拠点整備事業に要する経費の内訳（助成金の算定根拠）
7. 木育活動拠点整備事業で想定される効果
8. 木育活動拠点整備事業に係る経費についての国や地方自治体からの補助金等の交付の有無 有・無
9. 添付書類
(1) 申請事業を含む団体の当年度の収支計画表、(2) 申請事業を含む当年度以降（次年度含む）の活動計画表、(3) 前年度活動報告書及び収支決算書、(4) 法人にあつては登記簿の写し、消費者団体、木材関連団体等の団体にあつては定款・寄附行為又は規約の写し、(6) 事業者の意思決定機関の構成員名簿、(7) 事業者の概要がわかるパンフレット等の資料、(8) チェックシート、(9) 受付返信用はがき

変更申請書

平成 年 月 日

財団法人日本木材総合情報センター
理事長 殿

申請者 住 所（又は所在地）

名 称

氏 名（又は代表者名） 印

財団法人日本木材総合情報センター木育活動促進助成金交付規程第6条の規定に基づき、
下記のとおり変更申請書を提出します。

記

1. 変更理由

2. 変更事項

様式第1号及び様式第2号のうち1.～9.の事項

4 木育活動促進助成事業 申請チェックシート

受付日	受付番号

団体名		活動区分	1. 活動事業
			2. 拠点整備事業

■チェックシート

各項目の□欄にチェックを入れ、提出書類に不備等がないことを最終確認してください。	
1. 申請事業は国や地方自治体の補助金、助成金等の交付は受けていないこと	<input type="checkbox"/> はい
2. 申請事業は営利目的の活動ではないこと	<input type="checkbox"/> はい
3. 申請事業を含む団体全体の当年度の収支計画表	<input type="checkbox"/> 有
4. 申請事業を含む団体全体の当年度の活動計画表	<input type="checkbox"/> 有
5. 団体の前年度活動報告書及び収支決算書	<input type="checkbox"/> 有
6. 法人にあつては登記簿の写し、消費者団体、木材関連団体等の団体にあつては 定款・寄附行為または規約の写し	<input type="checkbox"/> 有
7. 事業者の意思決定機関の構成員名簿	<input type="checkbox"/> 有
8. 事業者の概要がわかるパンフレット等の資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9. 受付返信用はがき	<input type="checkbox"/> 有
10. 事業に要する経費のうち、各費目内の積算内訳の見積書	<input type="checkbox"/> 有

■審査用記入シート 以下の1～5を審査項目とします。

<p>1. 事業の必要性及び目的：(木育活動促進助成事業の目的等をふまえて、なぜ必要か、どのような目的で事業を行うのかを150字程度で簡潔に記入してください)</p> <p>★審査ポイント 事業計画が、当事業の目的と一致しているか</p>
<p>2. 事業概要：(活動事業：事業の実施体制、実施場所、実施規模、事業計画を簡潔に記入してください 拠点整備事業：事業の実施体制、実施場所、整備する工具・機器等の用具、それらの設置場所、関連する木 育事業計画を簡潔に記入してください)</p> <p>★審査ポイント 事業の内容が十分に検討されており、事業を確実に実施できる体制が整っている計画となっているか</p> <p>所要経費に見合う効果が期待できる内容になっているか</p>

5 助成金申請書記入例

(記入例)

様式第1号

木育活動事業助成金申請書

平成20年〇月〇日

財団法人日本木材総合情報センター
理事長 伊藤 威彦 殿

申請者 東京都△△区〇〇1-7
名称 NPO法人〇〇の会
氏名 代表 林友 太郎 印

代表者名を記載 →

財団法人日本木材総合情報センター木育活動促進助成金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金〇〇〇〇円の交付の申請をします。

記 ← 必要な経費の1/2以内の額
1,000円以下は切り捨て

1. 木育活動事業の概要と実施方法

活動は・・・

事前PR活動は・・・事後PR活動は・・・を実施する。

← 事前・事後のPR活動の方法についても記載するものとする

2. 木育活動事業の実施体制

責任者 林友太郎 (〇〇〇〇〇の会)

事務局 木工花子 (〇〇〇〇〇の会)

連絡先 東京都△△区〇〇1-7

広報担当 木材一郎 (〇〇〇〇〇の会)

・
・

← 責任者、事務局など活動を遂行するための実施体制を記載するものとする

3. 木育活動事業の実施期間

1：平成20年〇月〇日～平成20年〇月〇日

2：平成20年〇月〇日

← 活動が数回開催される場合は、それぞれを記載する

4. 木育活動事業の実施場所

1：〇〇県にある古民家 (〇〇市)

所在地 〇〇県△△市〇〇3-3

2：〇〇プラザ 大会場 (〇〇市)

所在地 東京都△△市〇〇4-6

← 異なる活動が開催される場合は、それぞれ記載する

5. 木育活動事業の規模
 ○回、○○人/回、計○○○人 ← 原則としてクラス単位もしくは、1回20名程度以上とすること
6. 木育活動事業に要する経費の内訳（助成金別記）
7. 木育活動事業で想定される効果
 本事業（申請事業）において・・・を目指す。
対象者（幼児・小学生・社会人等）に対して、どのような活動（木に触れる・木工体験を行う・木と環境に関するシンポジウムを開催する等）を行い、どのような効果（木材の良さを体感的に理解する・材料としての木の良さを理解する・環境について理解しつつ木材製品を選択・利用できる等）を目指すかを記載する。

※活動の実施後に提出していただく報告書の提出には詳細に記載する

8. 木育活動事業に係る経費についての国や都道府県等からの補助金等の交付の有無
 有・無 ←どちらかに○印をつけるか、どちらかを消す
9. 添付書類
- (1) 当年度の収支計画表
 - (2) 当年度の活動計画表（次年度含む）
 - (3) 前年度活動報告書及び収支決算書
 - (4) 法人にあつては登記簿の写し、消費者団体、木材関連団体等の団体にあつては定款・寄附行為又は規約の写し
 - (5) 事業者の意思決定機関の構成員名簿
 - (6) 事業者の概要がわかるパンフレット等の資料
 - (7) 受付返信用はがき

* 空欄に担当窓口の氏名と連絡先（電話・ファックス番号もしくはメールアドレス）、連絡時間等を記入してください

(記入例)

■ 収支計画表

(1) 収入の部

区分	予算額	備考
参加費収入	〇〇〇〇円	
自己負担金 (〇〇〇〇)	〇〇〇〇円	
助成額 ((財) 日本木材総合情報センター)	〇〇〇〇円	
合計	〇〇〇〇〇円	

自己負担金の内訳
にその調達方法を
記載すること

(2) 支出の部

経費項目	予算額	積算内訳
謝金	〇〇〇〇円	外部指導者謝金 〇〇〇〇円 × 〇人 × 〇回 = 〇〇〇〇〇円 対象となる講師の格付けにより異なる。目安は一人一日大学 教授クラスで 20,000 円、一人一日助手クラスで 10,000 円
旅費	〇〇〇〇円 〇〇〇〇円 〇〇〇〇円	外部指導者交通費 〇〇〇〇円 × 〇人 × 〇回 = 〇〇〇〇〇円 外部指導者宿泊費 〇〇〇〇円 × 〇人 × 〇回 = 〇〇〇〇〇円 協力者との事前打ち合わせ交通費 〇〇〇〇円 × 〇人 × 〇回 = 〇〇〇〇〇円 旅費は実費。自家用車利用は対象とならない。また、グリーン車料金は対象とならない。航空機の場合、ビジネスクラスは対象とならない。領収書は利用機関発行のもののみ有効
使用料	〇〇〇〇円 〇〇〇〇円 〇〇〇〇円	大型バス借り上げ料 (〇〇→〇〇往復) ① 高速道路使用料 (〇〇→〇〇往復) 木工道具使用料 (〇〇〇円 × 〇〇組 × 〇回) ②
賃貸料	〇〇〇〇円	シンポジウム会場借上げ料 (〇時間) ③
需要費 (1) 消耗品費 (2) 印刷製本費	〇〇〇〇円 〇〇〇〇円 〇〇〇〇円	事務用品 (用紙、インク代) 〇〇〇〇円 × 1 式 木工材料代 (間伐材檜製キット) 〇〇〇円 × 〇〇組 資料・チラシ印刷代 (参加者資料・配布用) 〇〇円 × 〇〇〇〇枚
役務費 (1) 原稿料 (2) 通信運搬費 (3) 普及宣伝費	〇〇〇〇円 〇〇〇〇円 〇〇〇〇円	教材用原稿料 〇〇〇〇円 × A4用紙 〇〇〇字
保険料	〇〇〇〇円	参加者傷害保険 〇〇〇円 × 〇〇人
計	〇〇〇〇円	

見積書を添付すること！！また一番右の欄
に合番をふること

- ① 交付規程の別表、もしくは実施要領を参照し、助成金の算定根拠を記載する
- ② 第三者発行の見積書を添付する (コピー不可)
- ③ 振込手数料は経費として計上できない

■活動計画表

活動名	子どものための古民家宿泊体験		
実施期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日		
実施場所	〇〇県内にある古民家（〇〇市）		
活動内容	〇月〇日	木の博物館見学 木の椅子づくり	指導者 山田太郎（木エクラフト作家） " 木育太郎（〇〇〇〇の会）
	〇月〇日	民芸品製作	指導者 森花子（民芸作家）

指導者の簡単なプロフィールを記載してください



異なる活動が開催される場合は、個別に記載すること
活動プログラムを具体的に記載すること

(記入例)

様式第2号

木育活動拠点整備事業助成金申請書

平成20年〇月〇日

財団法人日本木材総合情報センター
理事長 伊藤 威彦 殿

申請者 東京都△△区〇〇1-7
名称 NPO法人〇〇の会
氏名 代表 林友 太郎 印
代表者名を記載 →

財団法人日本木材総合情報センター木育活動促進助成金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金〇〇〇〇円の交付の申請をします。 必要な経費の1/2以内の額
1,000円以下は切り捨て
↑
記

1. 木育活動拠点整備事業の目的 ← 木育活動拠点整備事業の背景、必要性等を具体的に記載するものとする

どのような活動 (木に触れる・木工体験を行う・木と環境に関するシンポジウムを開催する等) を行い、どのような効果 (木材の良さを体感的に理解する・材料としての木の良さを理解する・環境について理解しつつ木材製品を選択・利用できる等) を目的とする。

2. 木育活動拠点整備事業の実施体制

責任者 林友太郎 (〇〇〇〇〇の会) ← 責任者、事務局など木育活動拠点整備事業を遂行するための実施体制を記載するものとする
事務局 木工花子 (〇〇〇〇〇の会)
連絡先 東京都△△区〇〇1-7

3. 木育活動拠点整備事業の実施期間

平成20年〇月〇日～平成20年〇月〇日

4. 木育活動拠点整備事業の実施場所

例① NPO法人〇〇の会 所在地 東京都△△区〇〇1-7

例② 〇〇センター内木工教室 (〇〇市) ←

所在地 東京都△△市〇〇3-3

拠点整備の実施場所については、
例①のように申請団体に整備する場合は、所在地を記載する
例②のように公共施設に設置を予定している場合は、設置者の承認を確認できる書類を提出すること

5. 木育拠点に整備する工具、機器等の用具

丸ノコ、電気カンナ・・・ ← 別紙に記載してもよい

6. 木育活動拠点整備事業に要する経費の内訳
別記

7. 木育活動拠点整備事業で想定される効果

本事業（申請事業）において・・・を目指す。

対象者（幼児・小学生・社会人等）に対して、どのような活動（木に触れる・木工体験を行う・木と環境に関するシンポジウムを開催する等）を行い、どのような効果（木材の良さを体感的に理解する・材料としての木の良さを理解する・環境について理解しつつ木材製品を選択・利用できる等）を目指すかを記載する。

※ 拠点整備の実施後に提出していただく報告書の提出には詳細に記載する

8. 木育活動拠点整備事業に係る経費についての国や地方自治体からの補助金等の交付の有無 有・無 ←どちらかに○印をつけるか、どちらかを消す

9. 添付書類

(1) 収支計画表

(2) 活動計画表（次年度含む） ←整備する工具、機器等の用具類をどのように活用するかも記載

(3) 前年度活動報告書及び収支決算書

(4) 法人にあっては登記簿の写し、消費者団体、木材関連団体等の団体にあっては定款・寄附行為又は規約の写し

(5) 事業者の意思決定機関の構成員名簿

(6) 事業者の概要がわかるパンフレット等の資料

(7) 受付返信用はがき

* 空欄に担当窓口の氏名と連絡先（電話・ファックス番号もしくはメールアドレス）、連絡時間等を記入してください

■収支計画表

(1) 収入の部

(記入例)

自己負担金の内訳
にその調達方法を
記載すること

区分	予算額	備考
自己負担金 (〇〇〇〇)	〇〇〇〇円	
〇〇(株)より寄附金	〇〇〇〇円	
助成額 ((財) 日本木材総合情報センターより)	〇〇〇〇円	
合計	〇〇〇〇〇円	

(2) 支出の部

見積書を添付すること!!

経費項目	予算額	積算内訳	見積書 番号
需要費	〇〇〇〇円	丸ノコ (W-600D) 〇〇〇〇円× 3個 電気カンナ〇〇〇〇円× 1個 . . .	① ②
役務費 (1) 通信運搬費	〇〇〇〇円		
計	〇〇〇〇〇円		

- ④ 交付規程の別表、もしくは実施要領を参照し、助成金の算定根拠を記載する
- ⑤ 第三者発行の見積書を添付する (コピー不可)
- ⑥ 振込手数料は経費として計上しない
- ⑦ 整備する工具、機器等の用具類の購入先は第三者 (団体構成員以外) からとする

■活動計画表

実施場所	〇〇センター内木工教室		
活動内容	〇月〇日	オリエンテーション 木工教室	指導者: 林田太郎 (木工クラフト作家) " 木工太郎 (〇〇〇の会)
	△月△日	△△小学校への訪問木工授業	指導者 木工太郎 (〇〇〇の会)
次年度以降の 活動計画	□月□日	親子で木のおもちゃづくり教室	指導者: 木野葉子 (おもちゃ作家)
	△月△日	△△小学校への訪問木工授業	指導者 木工太郎 (〇〇〇の会)

異なる活動が開催される場合は、個別に記載すること
活動プログラムを具体的に記載すること

6 木育活動促進助成事業に関するQ & A

(助成対象となる団体・木育活動事業に関して)

Q1：応募できる団体の条件とは、具体的にどのようなものでしょうか？

A：

- ① 20年度内に事業を完了することを前提とした木育活動と位置付けられる事業計画を有する組織・団体であること。
- ② すでに国や都道府県および市町村等の補助金や助成金の交付を受けていない団体等であること。
○都道府県、市町村及び公立施設が主催する活動や拠点整備は原則として対象となりません。
○企業体は対象となります。ただし、営利目的の活動は対象となりません。
○個人は対象になりません。
○公立学校・学校法人は対象となります。
○大学や学校関係者が主催する市民向け講座は対象となります。
○組織の規約や会則などが整備されているNPO法人は対象となります。
○木材関係団体は地方公共団体から補助を受けていない場合は対象となります。

Q2：これから活動を開始します。ひとまず、グループや個人で申請することはできますか。

A：申請の際に、その組織の規約や経理規定、責任体制が明確になっていることが条件です。また、個人では申請できません。

Q3：団体の運営費として他団体から受けた補助金を自主財源としてみなしてよいですか？

A：運営費として他団体から受けた補助金は自主財源とはみなしません。よってその団体は助成の対象とはなりません。

Q4：地方自治体や行政機関などから委託を受けて実施する活動は助成の対象となりますか？

A：地方自治体や行政機関などから委託を受けて行う活動は助成の対象となりません。事業の実施主体は自ら木育活動事業を行う団体に限られます。

Q5：地方公共団体等と共催して実施する活動は助成の対象となりますか？

A：地方公共団体等と共催する活動は助成の対象となりません。

Q6：地方公共団体等から後援を受けて実施する活動は助成の対象となりますか？

A：地方公共団体等から後援を受けて実施する活動は助成の対象となります。

Q7：1事業に対する申請額の上限と下限があれば教えてください

A：1事業者ごとに申請できる額の上限は事業費が100万円、下限は特に設けておりません。

Q8：ひとつの団体が複数の活動で応募することは可能でしょうか？

A：複数の活動で応募することは可能です。活動内容が異なる場合は、活動ごとに申請してく

ださい。なお、申請事業者ごとに支援対象事業費の上限を 100 万円とする。

。

Q9:体験活動に関して、どの程度の規模の参加者を見込めば助成の対象になりますか？

A:適正な参加者数は活動内容により異なると考えられますが、1回の開催で少なくとも20名程度の参加者が必要です。

Q10:昨年に引き続き助成を受けることはできますか？

A:過去に拠点整備事業の助成を受けた事業者は対象になりません。木育体験活動事業の助成を受けた団体は応募できます。

Q11:森林における体験活動（森林育成活動や森林内レクリエーション等）を木育活動として考えてもよいですか？

A:森林育成活動や森林内でのレクリエーションのみの活動は対象とはなりません。

Q12:竹細工などの活動は木育活動事業として考えてもよいですか？

A:竹細工などの活動は助成の対象にはなりません。

Q13:木育に関する冊子や教材などの作成は助成の対象となりますか？

A:活動事業に使用する冊子や教材などの作成は対象となりますが、それを販売するなど営利活動は対象とはなりません。ただし、体験活動で使用する場合、二分の一を実施費用として徴収することはできます。

Q14:木育インストラクター養成のための勉強会を開催予定ですが、木育活動事業の助成の対象となりますか？

A:木育インストラクター養成のための勉強会の開催は助成の対象となります。

Q15:イベントで展示するための木工品等の購入は木育活動事業の助成の対象となりますか？

A:展示用の木工品等の購入は助成の対象となります。

Q16:木育活動拠点整備事業で整備した工具や用具類の保管義務はありますか？

A:木育活動拠点整備事業で整備した工具や用具類には5年間の保管義務があります。

Q17:保育園や幼稚園に木製遊具や木製の小屋を設置したいのですが、木育活動拠点整備事業として助成の対象となりますか？

A:事業の対象は不特定多数を前提としています。したがって保育園や幼稚園など使用者が限定される場合は、助成の対象とはなりません。また、木製の小屋の設置に関しては、設置するのみでは拠点整備とはみなせず、助成の対象とはなりません。

Q18:木育活動の拠点として活動している施設の内装を国産材に貼り替えたいのですが、拠点整備事

業として申請の対象となりますか？

A: 申請の対象となりません。施設内の内装整備等は木育活動拠点整備事業の助成の対象とはなりません。

Q19: 拠点整備事業の助成を申請したいのですが、施設の新築・増築は助成の対象となりますか。

A: 拠点施設の新築や増築、修理費やメンテナンス費等は対象となりません。また、土地の取得も対象となりません。

Q20: 個人の自宅や車庫・店舗等を活動拠点としている場合、そこへの拠点整備は助成の対象となりますか？

A: 団体や企業が行う活動拠点場所が個人の自宅や車庫・店舗等になっている場合は、自営活動と明確に区分されることが証明できる場合のみ、助成の対象となります。

Q21: 木工教室を開催する場合、木工キット等を参加者に実費負担してもらってもよいですか？

A: 木工キット等の参加者への実施負担は可能です。

Q22: 体験活動での用具・道具類（ヘルメット・ロープなど）の購入は助成の対象となりますか？

A: 体験活動での用具・道具類の購入は助成の対象となります。

Q23: 拠点整備事業で大型の備品（台がついた電動糸鋸等）や AV 機器（テレビ・パソコン・プロジェクター等）の購入も助成の対象となりますか？

A: 拠点整備事業での大型備品や AV 機器等の購入は助成の対象になりますが、申請する物品の必要性和活用計画を申請書に具体的に記載してください。

Q24: 学校の授業や行事の一環として行う活動は助成の対象となりますか？

A: 技術・家庭科など正規の授業内での活動は対象となりません。しかし、課外授業や PTA 等が主催する活動等は対象となります。

Q25: 体験活動の指導者や講師へ支払う謝金に関して、助成対象額の目安はありますか？

A: 対象となる講師や指導者の格付けにより異なりますので、名前およびプロフィールを申請書に記載してください。目安は大学教授クラスで 1 人 1 日 20,000 円、助手クラスで 1 人 1 日 10,000 円を参考としてください。

Q26: 旅費に関して、グリーン車や航空機のビジネスクラスの料金は助成の対象になりますか？

A: グリーン車料金や航空機の場合のビジネスクラスは対象となりません。旅費は実費とします。

Q27: 旅費の申請は自己申告でもよいですか？

A: 旅費の申請には、必ず領収書の添付が必要です。例えば JR を利用した場合は、JR が発行した領収書が必要です。

Q28：自家用車利用は申請の対象になりますか？

A：自家用車利用は申請の対象にはなりません。当然、ガソリン代なども申請の対象にはなりません。

Q29：領収書はコピーでもよいですか？

A：領収書のコピーは受け付けません。必ず原本を提出してください。

Q30：振込手数料も請求できますか？

A：振込手数料は助成の対象にはなりません。

(申請書の提出に関して)

Q31：申請書を提出しましたが、その後、書類に不備があることに気付きました。または、書類に記載した内容を変更する必要が出てきました。手続きを教えてください。

A：申請期間の締め切り前であれば変更が可能ですので、事務局にご連絡ください。締め切り後は変更は受け付けませんので、ご提出前に全ての項目について条件、書類が整っていることを確認し、不備の無いよう十分にご注意ください。

Q32：申請書をパソコンで入力して作成したいので、MS-word や一太郎等で作成されたファイルを入力できますか。

A：MS-word で作成されたファイルがございます。HP から入手してください。

Q33：申請書の記入例はありませんか。

HP 上に木育活動事業助成金申請書の記入例、木育活動拠点整備事業助成金申請書の記入例がございます。参考にし、申請書を作成願います。

Q34：申請書は、どのような方法で提出すればよいですか。Email へ添付での提出はできますか。

A：申請に必要な書類を全て揃えた上で、平成 20 年 9 月 5 日(金)(当日午後 3 時)までに事務局へ送付してください。なお、Email へ添付での提出は受け付けておりません。